令和８年度　筆答試験（専門）養護教諭

校種・教科等	＜養護教諭＞
（コード）	４００

受験番号						

《解答上の注意》

1　上欄に「受験番号」を記入しなさい。

2　マークシートの所定の欄に、「校種・教科等」、「受験番号」、「名前」を記入し、「校種・教科等コード」、「受験番号」をマークしなさい。

3　試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。

4　解答番号 [1] ～ [52] に対応するマークシートの解答欄（１～52）に、Ｂ又はＨＢの鉛筆で答えをマークしなさい。一つの解答欄にマークできるのは１カ所のみです。

5　訂正するときは、プラスチック消しゴムで完全に消しなさい。

6　マークシートは汚したり、折り曲げたりしてはいけません。

7　終了の合図で解答を止め、筆記用具を置きなさい。表紙を上にして問題冊子を閉じ、その上にマークシートを重ねて置いて監督者の指示を待ちなさい。

表記について

問題文中に、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合に「障がい」という表記を使用しています。

ただし、法令や固有名称、引用文については、そのまま表記しています。

1

次の文は、「高等学校学習指導要領」（平成 30 年３月告示）「第２章　各学科に共通する各教科」「第６節　保健体育」「第２款　各科目」「第２　保健」「１　目標」からの抜粋である。文中の［ 1 ］～［ 4 ］に当てはまる語句として正しいものを①～⓪の中からそれぞれ一つ選びなさい。

保健の見方・考え方を働かせ，合理的，計画的な解決に向けた学習過程を通して，生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し，改善していくための資質・能力を次のとおり育成する。

（１）個人及び［ 1 ］における健康・安全について理解を深めるとともに，［ 2 ］を身に付けるようにする。

（２）健康についての自他や社会の課題を発見し，合理的，計画的な解決に向けて思考し判断するとともに，目的や状況に応じて［ 3 ］を養う。

（３）生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し，明るく豊かで活力ある生活を営む［ 4 ］を養う。

① 基礎	② 組織	③ 技能
④ 正しい生活習慣	⑤ 社会生活	⑥ 他者に伝える力
⑦ 集団生活	⑧ 態度	⑨ 知識
⓪ 対応する力		

2

次の文は、「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」（平成31年３月　文部科学省）「第１章　総説」「第２節　指導の基本的な考え方」「１．小学生における心身の発育・発達等の特性を踏まえる」からの一部抜粋である。文中の空欄（　ア　）～（　エ　）に当てはまる語句の組み合わせとして正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

5

小学生期は，幼児期に始まる基本的な（　ア　）を図りながら，さらに健康課題に対しては（　イ　）に取り組むことができることを目指す時期とされる。小学校６年間での児童の心身の発育・発達は顕著であり，指導内容等に対する児童の理解，思考力や判断力などの（　ウ　），児童の健康課題やそれらに対する（　エ　）などは，発達の段階により異なってくる。同時に，児童の健康課題を解決するためには，家庭や地域の関わり方も変わってくる。そこで，心身における様々な健康課題を扱う保健教育では，児童の発達の段階を踏まえることが重要となる。

	ア	イ	ウ	エ
①	生活習慣の形成	自律的	学習能力	人間性等の涵養
②	生活習慣の確立	自立的	対処能力	学習能力
③	生活習慣の確立	自律的	学習能力	対処能力
④	生活習慣の形成	自律的	育成	人間性等の涵養
⑤	生活習慣の形成	自立的	育成	対処能力

3

次の文は、「学校保健安全法施行規則」（令和５年５月改正）第九条の抜粋である。文中の［ 6 ］～［ 12 ］に当てはまる語句として正しいものを①～⓪の中からそれぞれ一つ選びなさい。

第九条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、［ 6 ］にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

一　疾病の［ 7 ］を行うこと。
二　必要な医療を受けるよう指示すること。
三　必要な検査、［ 8 ］を受けるよう指示すること。
四　［ 9 ］のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
五　特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
六　学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
七　［ 10 ］、対外運動競技等への参加を制限すること。
八　机又は腰掛の調整、座席の変更及び［ 11 ］の適正を図ること。
九　その他発育、健康状態等に応じて適当な［ 12 ］を行うこと。

（略）

①　体育的行事	②　治療	③　予防接種等	④　予防処置	⑤　二十八日以内
⑥　保健指導	⑦　学級の編制	⑧　二十一日以内	⑨　療養	⓪　修学旅行

4

次の文は、「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成27年度改訂」（平成27年8月　公益財団法人日本学校保健会）「第1章　児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施」「1　健康診断の目的と位置付け」「3　健康診断実施上の留意点」からの一部抜粋である。文中の［13］～［18］に当てはまる語句として正しいものを①～⓪の中からそれぞれ一つ選びなさい。

ア　健康診断の実施体制

健康診断は一定の時期に集中的、総合的に行うようにし、［13］の指導の下、［14］、学級担任、養護教諭等が連携して取り組むことによって、［15］を高めることができるように配慮することが重要である。

イ　検査の項目

学校保健安全法施行規則に規定された項目について、実施する。それ以外の項目を学校の判断で加えて実施する場合には、健康診断の趣旨や目的に沿って［16］及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けでないことを明示し、［17］等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

ウ　プライバシーの保護及び個人情報の管理

健康診断は、児童生徒等が自分の健康状態を理解するとともに、［17］や教職員がこれを把握して適切な指導や事後措置を行うことにより、児童生徒等の健康の保持増進を図るものである。その際、検査等を実施する方法や役割分担、ついたてなどの物や人の配置などを工夫したり、補助や記録を児童生徒等にさせて他の児童生徒等に結果が知られたりすることなどのないよう、児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行わなければならない。また、結果の処理や活用の際に、個人が特定される情報が外部に漏れたりすることのないよう、［18］等の個人情報の管理に十分配慮しなければならない。

① 保健主事	② 健康診断票	③ 保護者	④ 健康への意識
⑤ 教頭	⑥ 教育的効果	⑦ 保健調査票	⑧ 校長
⑨ 学校医	⓪ 設置者		

5

次の文は、「学校において予防すべき感染症の解説〈令和５年度改訂〉」（令和６年３月　公益財団法人　日本学校保健会）「Ⅱ.学校における感染症への対応」「２．学校における感染症への対応」「６）学校における感染症への対応に係る体制」「②学校の役割」からの抜粋である。文中の［19］～［25］に当てはまる語句として正しいものを①～⑨の中からそれぞれ一つ選びなさい。

○　日常の丁寧な［19］や保健室利用状況等から感染症の発生や流行の兆し等の［20］に努める。
○　疑わしい感染症の症状があるときは、速やかに［21］又は医師の受診を勧める等、指導・助言を行い、適切な措置を講ずる。
○　児童生徒がかかりやすい感染症や新興感染症等について、［22］等を活用し、児童生徒及び保護者への啓発を行う。
○　校長は、感染症が発生した場合、必要に応じて［23］の指示を行う。また、［23］の指示をした場合は、書面をもって、その旨を［24］に報告する（施行令第７条、施行規則第20条）。
○　［21］、教育委員会、［25］等と連携し、適切な対応ができるようにする。（［21］等の意見を聞き、適切に［23］、消毒その他の措置をとる。）
○　［25］や専門機関の指導を受けながら、児童生徒等、教職員、必要に応じて保護者等に対して、発生した感染症に関する正しい情報を提供し、無用な不安や患者に対する差別・偏見が生じないように配慮する。

①　出席停止	②　実態把握	③　保健所	④　早期発見
⑤　学校の設置者	⑥　学校医	⑦　保健だより	⑧　医療機関
⑨　健康観察			

6

次の文は、「腎臓手帳　児童・生徒用　令和２年度改訂」（令和３年３月　公益財団法人　日本学校保健会編）「児童生徒の腎臓病」からの一部抜粋である。文中の［ 26 ］～［ 30 ］に当てはまる語句として正しいものを①～⓪の中からそれぞれ一つ選びなさい。

小・中学生の時期の代表的な腎臓病としては、次のようなものがあります。

１．腎炎

急性糸球体腎炎は突然、［ 26 ］、浮腫（むくみ）、高血圧などがみられる病気で、［ 27 ］の後に発症したものは多くの場合、数か月で完全に治ります。慢性糸球体腎炎は主に学校検尿で発見されますが、急性糸球体腎炎のような症状で発病する事もあります。疑われた場合（［ 26 ］と［ 28 ］が同時に認められた場合など）には精密検査が必要です。代表的な慢性糸球体腎炎に［ 29 ］があり、これらの多くは学校検尿でみつかります。

２．ネフローゼ症候群

強いむくみでみつかることが多い病気で、大量の［ 28 ］が特徴的です。通常、入院して［ 30 ］による治療を受けることが必要です。再発を繰り返すことが多いのですが、一部の子どもを除いて完全に治ります。

① 高熱	② 蛋白尿	③ 溶連菌感染	④ 尿糖
⑤ 尿路感染症	⑥ 血尿	⑦ IgA 腎症	⑧ 抗生物質
⑨ 腎盂腎炎	⓪ ステロイドホルモン薬		

7

次の表は、ビタミンのおもなはたらきと欠乏症についてまとめたものである。表中の 31 ～ 35 に当てはまるビタミンの種類として最も適切なものを①～⑨の中からそれぞれ一つ選びなさい。

分類	種類	おもなはたらき	欠乏症
脂溶性	31	血液凝固	内出血（新生児）
	32	骨の形成	くる病・骨軟化症
	33	粘膜の保護、視力調節	夜盲症
水溶性	34	細胞間の結合組織の強化	壊血病
	35	糖質代謝	かっけ

① ビタミンA　② ビタミンD　③ ビタミンE　④ ビタミンK

⑤ ビタミンB_1　⑥ ビタミンB_2　⑦ ナイアシン　⑧ 葉酸

⑨ ビタミンC

8

次の文は、「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり　令和元年度改訂」（令和２年２月　公益財団法人　日本学校保健会）「第２章　歯・口の健康づくりの理論と基礎知識」「第４節　歯周病の原因とその予防」「１　歯肉に起こる病気」からの一部抜粋である。文中の［ 36 ］～［ 42 ］に当てはまる語句として正しいものを①～⓪の中からそれぞれ一つ選びなさい。

歯周病（または歯周疾患）とは，歯の周りにある組織―歯肉，［ 36 ］（歯の根の部分），骨（［ 37 ］）及び歯根膜（歯の根と骨を結んでいる部分）―に起こる病気の総称で，多くの成人がかかっている病気である。

（略）

（２）歯周病の要観察者

前歯部の歯肉を目で見て観察し，［ 38 ］の付着（歯の汚れ）と炎症の有無を総合的に判断し，次のように分類する。

① 歯肉に炎症のない者

② 歯肉に軽度の炎症が認められる者で［ 39 ］と定期的な観察が必要な者（ＧＯ：歯周疾患要観察者）

③ 歯科医師による［ 40 ］や診断・治療が必要な歯周疾患の認められる者（Ｇ：歯周疾患罹患者）

ＧＯとは，［ 38 ］の付着と歯肉に軽度の炎症がみられるが，［ 41 ］沈着はなく，生活習慣の改善と注意深いブラッシング等によって炎症が改善されるような歯肉の状態の者をいう。すなわち，現在明らかなＧではないが，口腔環境が悪くなるとＧになる可能性が高い者がこのＧＯに相当する。したがって口腔環境が改善されることで歯肉の炎症が改善される可能性も高くなることから，できるだけこまめに経過観察をする必要がある。

このように，ＧＯは，学校での保健指導を通して，歯周病になることを予防するもので，これによって子供自身が病気とその原因についての知識を深め，各自の生活習慣を見直し，自分の健康は自分で守るという［ 42 ］の理解を培う。すなわち，自律的な健康管理を体験する健康教育の教材としての意義を有する。

① 歯槽骨	② セメント質	③ 歯垢	④ 精密検査
⑤ 象牙質	⑥ 口腔衛生管理	⑦ 基本的な健康づくり	⑧ 適切な指導
⑨ 歯石	⓪ 基本的な生活習慣		

9

次の文は、「薬物乱用防止教室マニュアル　令和５年度改訂」（令和６年３月　公益財団法人　日本学校保健会）「第１章　はじめに」「５　薬物乱用防止の基本的な考え方」「２．学校の特性と薬物乱用防止」からの抜粋である。文中の［ 43 ］～［ 47 ］に当てはまる語句として正しいものを①～⑨の中からそれぞれ一つ選びなさい。

10代は［ 43 ］にあるため薬物の影響が成人より深刻なかたちで現れる。この年齢期は、薬物乱用のきっかけが起こりやすい時期であるとともに、学校教育が関わるいわゆる［ 44 ］に重なる。

一次予防では健康教育と［ 45 ］がその具体的な手段となる。学校は６歳から18歳のほとんど全ての児童生徒を対象とし、その発達段階に対応して系統的な指導を行うことができる場である。このような学校の特性から一次予防が最も重要である薬物乱用防止に対して学校教育に期待が寄せられている。

学校教育はハイリスクグループのみを対象とするのではなく、学校や学年あるいは学級全員の児童生徒を対象とする。したがって、学校における健康教育では薬物乱用の問題を広い視野で捉える必要がある。健康教育では児童生徒が身近な生活における［ 46 ］を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、［ 47 ］や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが目標となり、この目標の達成が薬物乱用問題の本質的解決につながる。

① 学齢期	② 第二次性徴期	③ 心身の発育・発達過程
④ 健康に関する知識	⑤ 社会環境の改善	⑥ 家庭でのルールづくり
⑦ 適切な意思決定	⑧ 健康的な習慣	⑨ 適切な分析・評価

10

次の文は、「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－　令和２年度改訂」（令和３年３月　公益財団法人　日本学校保健会）「第１章　学校保健と養護教諭」「Ⅰ　学校保健と養護教諭」「４　これからの学校保健に求められている養護教諭の役割」からの抜粋である。文中の［48］～［52］に当てはまる語句として正しいものを①～⑨の中からそれぞれ一つ選びなさい。

中央教育審議会答申及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割を考察してみると次のとおりである。

（１）　学校内及び［48］等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
（２）　養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、［49］の充実
（３）　［50］的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）
（４）　いじめや児童虐待など児童生徒等の心身の健康課題の早期発見、早期対応
（５）　学級（ホームルーム）活動における保健の指導をはじめ、Ｔ・Ｔや兼職発令による［51］への積極的な授業参画と実施
（６）　健康・安全にかかわる危機管理への対応
［52］、心のケア、アレルギー疾患、感染症等
（７）　専門スタッフ等との連携協働

①　健康管理センター	②　救急処置	③　保健指導	④　地域の医療機関
⑤　学校保健センター	⑥　保健教育	⑦　教科「保健」	⑧　安全教育
⑨　学校医			

―以上―

令和８年度三重県公立学校教員採用選考試験 筆答試験（専門）

養護教諭		

問題番号	解答番号	正答	配点	備考
1	1	⑤	1	
	2	③	1	
	3	⑥	1	
	4	⑧	1	
2	5	③	3	
3	6	⑧	2	
	7	④	2	
	8	③	2	
	9	⑨	2	
	10	⓪	2	
	11	⑦	2	
	12	⑥	2	
4	13	⑧	1	
	14	①	1	
	15	⑥	1	
	16	⓪	1	
	17	③	1	
	18	②	1	
5	19	⑨	2	
	20	④	2	
	21	⑥	2	
	22	⑦	2	
	23	①	2	
	24	⑤	2	
	25	③	2	
6	26	⑥	2	
	27	③	2	
	28	②	2	
	29	⑦	2	
	30	⓪	2	
7	31	④	3	
	32	②	3	
	33	①	3	
	34	⑨	3	
	35	⑤	3	
8	36	②	2	
	37	①	2	
	38	③	2	
	39	⑧	2	
	40	④	2	

問題番号	解答番号	正答	配点	備考
8	41	⑨	2	
	42	⑦	2	
9	43	③	2	
	44	①	2	
	45	⑤	2	
	46	④	2	
	47	⑦	2	
10	48	④	2	
	49	③	2	
	50	⑤	2	
	51	⑥	2	
	52	②	2	